

平成20年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成20年4月14日
新宿区議会

開会 午後 1時30分

辻山座長 それでは、おそろいですので、第6回の検討連絡会議を始めようと思います。

きょうは行政の方に人事異動があったということで、委員の変更があります。自己紹介ということで、新しく委員になられた方、順にちょっと自己紹介をお願いいたします。

藤牧委員 この検討連絡会議につきましては、3月まで都市計画課長ということで参加させていただいておりましたが、今回人事異動で4月1日から総務課長を拝命いたしました藤牧でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

舟橋委員 私、柏木特別出張所長でございます。この4月より出張所10人の所長の中で地区協議会担当ということで、この連絡会議に参加させていただくことになりました。よろしくお願い申し上げます。

高橋委員 今、藤牧課長からごあいさつがありましたけれども、藤牧課長の後任として4月1日から都市計画課長になりました高橋と申します。よろしくお願い申し上げます。

辻山座長 ありがとうございます。

既に御承知だとは思いますが、新しく委員になられた方、日ごろの議会での質問・答弁と違う形式でやっておりますので、どうぞ御自由に御発言をお願いしたいと思います。

それでは、議題に入る前に、まず4月15日号の広報の掲載記事に関して訂正があるということでございますので、まずそれを扱しましょう。

それでは、説明をお願いいたします。

野田委員 それでは、私の方から御説明させていただきます。お手元に訂正と書かれている配付資料をごらんいただきたいと思えます。

前回、3月18日の第5回検討連絡会議におきまして、区民検討組織委員の募集に関する広報案を御検討いただいたわけですが、その広報記事の訂正ということになります。

こちら資料になりますけれども、4月15日号1面の「新宿らしい自治のしくみを一緒に考えませんか」こういった記事の中で、任意の用紙、ここに住所・年齢・性別・電話番号・志望動機、そして下線部、引いておりますけれども、「区外在住の方は在勤・在学など新宿区との関わりを記入）でも申し込めます。」とこうありましたが、これを下線部の部分を削除ということで、年齢・性別・電話番号・志望動機を記入でも申し込めます、ということで訂正させていただいたものでございます。

辻山座長 今のは、これはもう直っているんですか。ちょっと場所がわからない。

野田委員 4月25日号で、訂正記事を出させていただきます。

辻山座長 訂正記事を出すということなんですか。

野田委員 はい。

久保委員 説明はわかったんですけども、やはり傍聴者もいることですから、理由を若干簡単に言っていた方がいいと思えます。私はよく知っていますけれども。

野田委員 この部分には、この広報の申し込みのところでは、原則として新宿区の住民と書かれております。これは公募対象のところでは原則として新宿区の住民、18歳以上で基本条例について関心がある方、おおむね16名という形でうたっております。ただ、その申込書の段階では、原則としてと位置づけた関係上、区外からの申し込みがあった場合に何らかのかかわりがある、かかわりがわかるような形で、申込書の方にもその区外在住の方は在勤・在学など新宿区とのかかわりを記入ということで書いた方がいいのではないかというふうな形で申込書の記入欄にかかわりを入れたわけですが、その部分については、この検討連絡会でもきちっとした議論があったわけではなくて、確認をしておるわけではございませんので、その対象の部

分の原則として新宿区の住民というふうな位置づけたかわりから紛らわしい表現ということで、今回その部分を削除させていただいたと、このようなものでございます。

久保委員 はい、了解です。

根本委員 検討連絡会議で、実は広報しんじゅくの15日のゲラの段階、それからそのゲラの段階とか幾つか、我々もここで検討したんですけれども、そこまで細かくは見落としてしまった。したがって、検討連絡会議あるいは小委員会のレベルではそれでいいということだったんですけれども、議会の大勢の皆さんの意見を聞くと、それでは誤解を受けるということで、きちんとそこは訂正文を出しておいた方がいいだろうと、こんな判断で、広報しんじゅくは行政の方が出すものですから、そちらの方に訂正を申し入れたというふうな経過でございます。

辻山座長 そのほかございませんか。僕もこれが議題に上ってぼっと思いましたが、確かに原則としてということとの関係がちょっと紛らわしいなという感じが確かにしたんですね。ですから、わざわざお断りにならなくてもということで恐らく訂正ということになったんでしょうが、これはどうでしょう、御意見、その他なければ先に行きますが。（「了解です」と呼ぶ者あり）全員よろしいですか。（「もう1点だけ」と呼ぶ者あり）

野田委員 訂正記事の欄でございますけれども、1面か8面にこういった訂正記事が載せられるということで、区政情報課の方からけさ連絡を受けました。これは1面でも8面でも、何か特に御意見ございますでしょうか、委員の皆さんから。

辻山座長 8面というのは最終面のこと。1面、8面どちらかに載ると。これ、いいですか、どちらでも。（「はい」と呼ぶ者あり）まあ、そうですね。はい、それではそういうことにしましょう。

それでは、議題に入りたいと思いますけれども、最初の議題は、地域懇談会の実施の持ち方ということで、資料が1から3まで配付されておりますが、それについて3までのところで御説明をお願いいたします。

野田委員 それでは、私の方から資料1から3まで、こちらを用いて御説明をさせていただきます。

まず、資料1でございます。地域懇談会の次第（案）という形になっております。

これは、当日の地域懇談会でどのように進めていくのかということでの次第を案という形で示させていただいているものであります。

まず、ここでは、司会進行は議会の方で対応すると、そして初めの1番のあいさつのところで、これは両者で5分程度、これは行政の側からは専門部会の部会長、総合政策部長、そして議会の方からは自治・地方分権特別委員会の小委員会の委員長という形で考えております。

そして、そのあと自治基本条例とはということで、私の方から10分程度、パワーポイントによる説明を行います。このパワーポイントによる説明は、この後資料2で御説明をさせていただきます。

そして、3のところで、自治基本条例について、今度は議会の方から10分程度、ここで思いを語るというところで考えているところでございます。

そして、4番のところでは、自治基本条例制定の流れと区民検討委員（公募）の募集についてということで、これは10分程度議会の方からパワーポイントによる説明をするというものでございます。このパワーポイントの内容は、資料3に基づいて、この後説明をさせていただきます。

その後、5番という形で、質疑応答ということで、なるべくこの時間を長くともってまいりたいということで、75分程度を考えております。

合計で110分、10分の余裕を見て2時間弱ということで、当日は考えているというものでございます。

続きまして、資料2の資料に基づいて、私の方から自治基本条例とはということで10分程度説明をさせていただくパワーポイントをごらんいただきたいと思います。

これは、最初の5月9日に開かれる若松地域センターというところの名称が書かれております。

自治基本条例についてということで、具体的には2ページ以降を開いていただきたいと思います。ですが、はじめにということで、まず自治基本条例が注目されはじめています。そして、そこでは

団体自治の充実、住民自治の充実、そして新宿区でも自治意識の高まりが顕著である、その辺のところを御説明させていただきます。

そして、このことは新宿区の総合計画等でも触れられているということで、区民会議の提言書から基本構想審議会の答申、そして今回の総合計画、この辺の流れに沿いまして触れられている内容について御説明をさせていただきたいというふうに思っています。

その後、自治基本条例とはということで、自治基本条例の部分、各自治体の特徴に応じて制定するものですということと、決まった形はないんだと、そしてそもそも自治基本条例とはということで、自分たちのまち（地域社会）をどのように築いていくかなどの基本ルールを定めたものであるという、そして「自治体の憲法」とか、あるいは「条例の中の条例」と呼ばれることもあります。その辺のところの状況を御説明させていただきたいというふうに思っております。

そして、3ページのところになりますけれども、自治基本条例ができるということで、まず自治基本条例の目的はということで、自治の仕組みやまちづくりの基本原則を条例という形で法的根拠を持たせます。そして、豊かな自治のためにということでは、まちづくりへの住民の参画や協働の仕組み、そして自治体の責務、そして自治体運営の原則、これらについて御説明をさせていただこうと思っております。

そして、自治基本条例をつくるにはということで、住民参加が必要ということで、まちづくりの基本ルールと一緒に考える、「考える」となっていますが、ずっと丁寧な言葉で続いているので、「考えます」ということで原稿を後ほど直させていただきます。今のところは手修正で「一緒に考えます」ということで直していただきたいと思います。

そして、問い合わせ先ということで、この部分はそもそも自治基本条例はというところのパワーポイントでございます。

続きまして、資料3の方ですけれども、ここは新宿区自治基本条例制定の流れと今回の区民検討委員（公募）の募集、この部分をパワーポイントでわかりやすく説明をしていこうというふうに思っております。

ここは、下のところになりますけれども、昨年11月に検討連絡会議を設置しました。これは区（行政）と区議会が、（仮称）自治基本条例検討連絡会議を共同設置した、この辺の流れから説明をしていきたいというふうに思っております。

それ以降、区と区議会それぞれが検討を行うとともに検討連絡会議で意見交換をする。そして、まさに5月から懇談会を開催していく、そして区民検討委員を公募していくということで、5月9日から6月30日までの10回開催していくということ、それから区民検討委員の公募を5月9日から7月14日まで行っていくことをパワーポイントで説明させていただきます。

続きまして、2ページになりますけれども、その後は、自治基本条例制定の流れということで、7月に区民検討組織の検討を開始しますということで、そこでは月2回程度の会議の開催になるということ、それから学識経験者のサポートをお願いしていくということ、そして検討連絡会議のメンバーがオブザーバーとして参加していくと、その辺をあわせていただいております。

そして、12月を目途に6名を選定するという、この部分であわせていただいております。そして、区民、議会、行政の三者による情報交換、検討を始めていくというところをあわせていただきました。

そして、平成21年3月ごろには、中間のまとめということで報告会を開催したいと思っております。そこでは、区民検討組織に参加していない多くの区民の方々との意見交換を図っていくこと、7月を目途に、区民検討組織の最終検討案を作成していくということ。作成後、検討連絡会議において、区民検討案と議会検討案と行政の検討案を調整して条例の原案を作成していくということ、この辺を御説明させていただきたいというふうに思っています。

そして、下のところは区民検討組織の委員募集ということで、区民検討組織の構成ということで、一つは区民検討組織の公募による16名、そしてもう一つは団体推薦の16名ということで、区民検討委員の公募16名を募集していくというところが上のところの楕円で囲んでいる、そしてその下が団体推薦ということで、地区協議会から10名、町会・自治会から3名、NPOから3名ということで、括弧として人数は予定ですという形であわせて説明をしていこうと思っております。

そして、続きまして、3ページになりますが、区民と議会と行政で検討していくということで、検討連絡会議を、区民検討組織から6名、議会から6名、区の職員から6名ということで、真ん中に学識経験者の辻山先生で19名ということで位置づけをさせていただいております。

その下が区民検討委員（公募）の募集ということで、ここで活動期間は、7月から平成22年3月まで、基本条例の制定まで、平日の夜などに月2回程度の会議開催を予定しております。

対象と募集人員につきましては、原則として新宿区の住民、18歳以上で（仮称）新宿区自治基本条例に関心のある方、おおむね16名、そして応募者多数の場合には抽選ということで決定させていただいております。

4ページになりますが、区民検討委員（公募）の募集ということで、申し込み方法ですが、5月9日から7月14日までに、下記を明記してお申し込みくださいということで、氏名、性別、年齢、住所、連絡先の電話番号、委員を希望した動機を400字以内で記載をしていただきますということで、企画政策課へ郵送、これは7月14日必着になります。あるいはファクス、あるいは御持参くださいというところで書かせていただきます。

そして、最後に、応募をお待ちしていますということで、募集に関するお問い合わせということで企画政策課の連絡先を記載したものでございます。

以上、どのような内容がパワーポイントで示されるかということで御説明させていただきました。なお、この後パワーポイントに伴ってこちらでつくる原稿については、でき次第また示させていただこうというふうに思っております。

辻山座長 ありがとうございます。

これについては、今の内容でどうでしょうか。

久保委員 まず、資料2の2ページ、はじめにの大項目の次の団体自治の充実と住民自治の充実というのがあるんですが、ぜひ野田委員にお願いしたいのは、もう言わなくてもわかっていると思うんですけども、団体自治とは一体何なのか、それに対する住民自治とは何なのかというのを最初に区民の皆さんに説明をしていただいて、充実が必要だというふうにぜひお願いします。団体自治ってわかんないと思います、住民は、それだけです。

あともう一つ、資料3に関連してですが、パワーポイントで説明するのは僕らの方の担当になりましたので、できたらパワーポイントを一度練習を、小委員会の委員長、もしくは副委員長、あるいは最初に5月9日に担当する吉住委員、この3人のどなたかがパワーポイントで一度10分以内でやる実地をできないものか、それを僕は傍聴して参考にしたいと思って、てんでんばらばら変なことをみんな6人がやっていたらいけないので、ぜひ3人の方は悪いけれども、模範演技をやってもらえる機会をつくっていただけないかというふうに、座長、お願いしたいんですが。

辻山座長 2つのことが言われました。最初のところはどうですか。団体自治、住民自治、ちょっと説明したら。

野田委員 今回、パワーポイントのところは、はじめにということで団体自治と住民自治を書かせていただいておりますけれども、私ども原稿をこれからつくるときに、そもそもこの団体自治とはということから入って、触れやすいような形にして、その原稿もでき次第また皆様の方にお示しをしたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

辻山座長 資料3のほうですけども、これはパワーポイントを使ってといいますが、どういうふうな操作の予定か。本人が画面を展開させながらやるの、それともどなたかがパソコンの方は扱ってくれるんですか。

野田委員 こちらの方で、事務局の方がこれを操作しますので、そちらの方から、例えば、私ども通常地域懇談会で説明するとき、手を挙げたり合図をしてくれれば次の画面に行くような形でできますので、それは機械の方は私どもの方で対応させていただければというふうに思っております。

辻山座長 なるほど。そうすると、展開されていく画面に応じて1回こう声を出してしゃべってみるという経験が必要だということですね、御提案はね。それはチャンスはつくれるんじゃないですか。

根本委員 やった方がいいと思うんで、この地域懇談会の分担で言いますと、進行は我々がやるということで、それから野田委員の方から自治基本条例とはというか、そもそも論みたいなのをやってもらって、議会の方は新宿らしい自治基本条例というか、なぜ新宿区でという思いを、区民の皆さんと一緒にこう語る。多分、野田委員の方はかたい話になるだろう、我々はもっと短い話でというような形で進めていって、流れと公募委員のところは我々が受けるところで

けれども、これは我々の方も原稿を今つくっているところなんです。ですから野田委員の読み上げる原稿ができたなら、それを事前にもらいたいというのはなぜかという、次に我々がその自治基本条例についてというところで野田委員の言っていることにダブらないような形で全員考えていきたいということがああるんですね。

それから、検討連絡会議で、リハーサルをやるのか、小委員会でやるのは比較的簡単なんだよね。ここで、もし久保委員の今の意見を受けて、我々のところで文書ができたところで予行演習をやってみると。何しろ6人全員が10回以上出ますから、かなりの意気込みで行きますから、予行演習でも何でもやりましょう、ということでもいいですか。

辻山座長 ええ、ぜひ。ここでやる必要はないですよ。あれでしょう、一般的にはパソコンの画面でだって見られる、テレビ画面でもやれるわけでしょう。そんなんで、ぜひやっておかれることがいいかなというふうに確かに思いますね。

内容はどうなんですか、大体こんなものでいいんですか、パワーポイントの中身ですけども。ちょっと気分的には字が多いなというふうに、せっかくのパワーポイントなのだと思いますけれども。

〔発言する者なし〕

辻山座長 いいのであれば、これはこれで。御意見が出た点についてお願いをする。パワーポイントの操作はやっていただけるから、パワーポイントを見ながら時間配分で一遍しゃべる機会をつくっていただきたい、それをお願いしておくことにいたします。

私もちょっと心配していましたが、2の自治基本条例とはと、パワーポイントの説明と、3の議会のほうの方が10分ずつしゃべるといのは、なるべくかぶらないように個性的にやっていただくとうりありがたいなというふうに思っていました。

ということで、それについても、事前に行政の方のペーパーができればそれを参照させていただいて重複を避けるということでございますので、よろしく願います。

それでは、次行きましょう。区民検討委員の公募、区民検討委員の募集についてということですが、これは御説明をちょっといただきましょうか。

野田委員 それでは、資料4の区民検討委員（公募）の募集要領（案）というものについて御説明をさせていただきます。これは今までの内容とも重複をするわけですけども、この区民検討委員の公募について、募集要領をつくっていくというものでございます。

この募集要領の目的ということで、第1条ということで、この要領は（仮称）新宿区自治基本条例区民検討委員（公募）（以下、区民検討委員（公募）という。）の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とするということです。

第2条は、委員の役割についてです。区民の立場から新宿らしい自治の仕組みを定める（仮称）新宿区自治基本条例について検討し、委員として参加していない区民の意見を反映する機会を設け検討案を作成し、（仮称）新宿区基本条例検討連絡会議に提出することを役割とする。

そして、委員の任期については、第3条で、平成20年7月の委員委嘱の日から平成22年3月（予定）の基本条例制定までとする。

委員の対象及び募集人数でございますけれども、第4条で、原則として新宿区の住民、満18歳以上で、基本条例に関心がある人16名程度とする。

そして、募集期間のところでは、第5条で、平成20年5月9日から同年7月14日までとするということでございます。

そして、申し込み方法が、第6条で、氏名、性別、年齢、住所、連絡先電話番号、お申し込みの動機、これは400字以内、これを記入の上、総合政策部企画政策課へ郵送、ファクス、または持参の方法によるというものでございます。

選定については、第7条で、区民検討委員（公募）の応募が多数のときは抽選により選定するというところでございます。

そして、検討連絡会の参加については、第8条で、別に団体推薦により選任された区民検討委員（団体推薦）をあわせた区民検討委員から代表6名を選任し、区民代表として検討連絡会議に出席する。

そして、最後、庶務のところでは、第9条、区民検討委員（公募）募集に関する庶務は、総合政策部企画政策課において処理をするというものでございます。

附則については、開始の時期を記載したものでございます。

辻山座長 ありがとうございます。

これはここで話し合って確定するという性質のものですか。

野田委員 もう既にこれは話し合われてきたものですが、要領をきちっとつくっておいた方がいいだろうということで、もう一度要領の部分についても、ここで確認をしたいということで本日出させていただきます。

辻山座長 いかがでしょうか。

久保委員 第4条にかかわるんですが、16名程度とすると、もし10名ぐらいしか、あるいは5名ぐらいしか応募がなかった場合はどうするのかは、やっぱり検討しておいた方がいいように思うんですけども、ちょっとそれは杞憂過ぎると言われるかどうか、どうすると思っていますか。

野田委員 今までそういった議論は全くございませんでしたのでね、(久保委員「僕はずっと思っていた」と呼ぶ)ええ、多い場合にどうしようかということで議論にはなってきましたけれども、それ以上に達しなかったときにどうするかというところは議論になっていないので、この部分については当然要領の中に入れておりません。

久保委員 途中で悪いんですけども、それは第6条にかかわるんですが、「申込の動機(400字以内)」この文言で、学者みたいな、そういう方向の好きな区民以外だと、こちら辺からどこ応募してくるとは思えないんですね。400字以内で自分の動機をまとめるというのは、議員なんかは商売だからいいけれども、普通区民はそんな得手ではないから、気はあってもこちら辺で何となく、ああかったらいいなというんで、気はあっても申し込まないかもしれないというのをずっと思っているんです。もし万一そういうことが起きたときはどうするんでしょうかという。僕は意見はありません。

辻山座長 どう考えておいたらいいんですかね。

野田委員 この間、この公募の募集も5月9日から7月14日まで、相当長くっておりますし、地域でも相当丁寧に説明をしていく、それからポスターとかチラシも区内に相当置いていきますんで、またもしそれでも人数がとれないというような事態が生じたときには、早目の段階で、やはり副座長同土まずその段階で今後どうするのかというところを議論していただいて、その上で座長を入れて考え方を整理した上でまた検討連絡会議で議論する、そのような形で今のところは考えるしかないのかなと私は思っています。(「了解です」と呼ぶ者あり)

辻山座長 いいですか、そういうことで。

久保委員 はい。

辻山座長 あとありませんか。

〔発言する者なし〕

辻山座長 僕もちょっと言っているんですが。

第2条の文章が、いやにわかりにくいんだよね。3つのことをやるんでしょう。まず基本条例について検討すると、その基本条例について広く区民の意見を反映する機会を設ける、フォーラムをやったり、それについても委員の方たちに御尽力いただくことになるということ、それから検討した結果を検討案としてまとめるという3つね。2番目が、ちょっとせっかく募集しているのに、委員として参加していないというふうに、何か参加しない人のことがちょっと出てくるんで、これは文字の変更は可能なんですか、第一。(「はい」と呼ぶ者あり)ああそうですか。「(仮称)新宿区自治基本条例(以下、基本条例という。))について検討するとともに、広く区民の意見を反映する機会を設ける。」というのでいいじゃないかなというふうに、参加しないという、何か参加しようと思って応募しようとしている人がちょっと戸惑うような文章かなというふうに思いました。

それとも一つですが、第8条の代表6名を選任し、「区民代表」としてというのはちょっと語弊がありそうだなと思って、正式に書くのなら「区民検討委員代表」としてというふうな、あるいは「区民委員」でもいいですが、何かそういうふうにした方が何となく、参加していない区民も代表をされたらたまらんよというのがちょっとあるのではないかと思いましたが、御検討いただければと思いますが、いかがですか。それぐらいの修正はいいですかね。

久保委員 まず後ろの「区民代表」を「区民委員」としてとした方がいいというふうに思います。あと、言われてみれば、第2条は本当に何だかわかりづらい、全くそう思います。

辻山座長 第8条のところは「区民委員」でいいですか、「区民委員代表」と、くどいけれども、集まった32名の方たちの意見を代表して連絡会議に出るぞという意味では代表というのはつけるかなと思いましたが、どうでしょうか。

久保委員 私はどちらでも構わないです。

辻山座長 わかりました。区民代表委員から代表、じゃこの前の「代表6名」をとっちゃって、「いや、逆に前の代表があるでしょう。区民検討委員から代表6名を選任し、検討連絡会議に出席する」「それで意味通じます。確かにそうですね」「その方がいいね」と呼ぶ者あり)

「代表6名を選任し」でいいかもしれませんね。余り代表、代表とするとちょっと重たいしね。今で私も賛成いたします。「選任し、検討連絡会議に出席する。」

そのほか、何かございますか。

〔発言する者なし〕

辻山座長 ちなみに、またもう一つですけれども、議会の議決ということの予定となっているんだけれども、これ基本条例制定までというのが本則なのか、3月というのが本則なのかということになりそうだけれども、どっちにウエートを置いているんですか。条例制定までということで。いいですか、つまり条例は6月議会になった場合、そこまで委員がやるかどうかということですよ。

〔発言する者あり〕

それはもう3月目標で上げたいということで書いているんですが、例えば仮に6月が延びたときに、3月で御苦労さんということにはなりませんという理解ですね。それならそれで結構です。

そのほか。

〔発言する者なし〕

辻山座長 なければ、次に進みたいと思います。

次は、ポスター、チラシ、資料5及び資料6の懇談会及び公募委員に関するポスター、チラシについて検討します。

では、ちょっと御説明お願いします。

野田委員 ポスター、チラシにつきましては、同じ物を使用する予定でございます。ただし、配付の資料はいずれも今回A4になっておりますけれども、実際のポスターはA3、少し拡大をして作成をします。そして、区民検討委員（公募）の募集チラシについては、裏面、こちらの下の方になりますけれども、裏面が申込書になっております。そして、このポスター、チラシの設置場所につきましては、各特別出張所、区立図書館、それから区役所内を考えております。そして、ポスターは区直営の掲示場97か所にも掲示をしていくというふうに考えております。

そして、まず資料5から説明をさせていただきますけれども、ここは「『自治』ってなんだろう？」ということで、（仮称）新宿区自治基本条例の制定に向けた地域懇談会の御案内ということで、5月9日から6月30日まで、全10か所で開催をするというところのチラシでございます。

そして、区と区議会が共同で設置した（仮称）新宿区自治基本条例検討連絡会は、「自治」ってなんだろう？と題して地域懇談会を開催します。地域懇談会では、なぜ（仮称）自治基本条例をつくるのか、などについて区民の皆さんと意見交換を行います。都合のよい日を選んで、当日直接会場へおいでくださいということで、5月9日から6月30日までの日時と会場を示しております。

そして、下のところになりますけれども、区民検討組織の公募委員の募集ということで、区長と区議会議長は共同で、区民検討委員（公募）を5月9日金曜日より募集します。新宿らしい自治の仕組みを皆さんと一緒に考えてみませんか。詳しいことは、新宿区ホームページをごらんいただくか、企画政策課まで御連絡くださいということで、皆さんからの応募をお待ちしております。

そして、もう1枚が資料6で、これが区民検討委員の募集のチラシでございます。

ここでは、区民検討委員は、新宿区における自治の基本理念や基本原則を明らかにする、（仮称）新宿区自治基本条例の制定に向けて、区民検討組織において区民検討案を作成します。

区民検討組織は、16名（予定）ということで、区民検討委員（公募）と16名（予定）の区民検討委員（団体推薦）からなります。

そして、今回募集するのは、区民検討委員の公募ですということで、これで新宿らしい自治の仕組みを皆さんと一緒に考えてみませんかということで、活動期間については、今まで募集説明してきたとおりでございますし、対象、募集人員、それから申込書も今まで説明してきたとおりでございます。そして、問い合わせ先という形で企画政策課を載せております。

そして、一番下のところで地域懇談会の開催ということで、区と区議会が共同で設置した（仮称）新宿区自治基本条例検討連絡会議は、区民検討組織の設立に向けた準備と並行して、（仮称）新宿区自治基本条例の制定に向けた地域懇談会を区内10か所で開催します。詳しいことは、新宿区ホームページをごらんいただくか、企画政策課までお問い合わせください。このようなポスターとチラシを用意して周知徹底を図っていきたくて考えているところでございます。

辻山座長 はい。これはどうでしょうか。ちなみにこれカラー刷りですか、本物は。（「はい。チラシは白黒です」と呼ぶ者あり）

あざみ委員 先ほどポスターの掲示場所、区営の掲示板97か所ということでしたけれども、町会の掲示板には張るといような依頼はされないんでしょうか。

野田委員 今のところ考えていないんですが。

あざみ委員 やっぱり町会の掲示板も含めて張った方が、よりいいのではないかなというふうに思うんですね。直営の97か所だけでは、やはり見る人と見ない人が出てきてしまうのではないかな。それをお願いするのも本当に町会の皆さんに御協力をいただいているという部分もあるので、何かこちらは何枚ぐらいいは協力するとかいった上でお願いするとか、なかなか大変なんですけれどもね、本当に掲示物が多くて。だから単純にこれもお願いしてというふうに私も言いにくい部分はあるんですけれども、そういう意味ではこちらも一定やりますというようにことも示した上でお願いするとか、ちょっと検討した方がいいんじゃないかなと思います。

野田委員 今回、チラシ、各出張所、それからポスターの館内掲示、それから直営の掲示板という形でかなり徹底はされているし、ホームページの方にも示していきたいと思いますが、今町会についてもという御意見がありましたので、これはここで即答ということではなくて少し検討させていただければというふうに思っております。

辻山座長 ちなみに町会の掲示板というのは何か所くらいあるものなんですか。数百か所。

河原委員 委託分がそのくらいで、町会自体は把握していない部分もありますけれども。

辻山座長 数百というようなオーダーなんですか。

河原委員 いや、全部合わせると2,000（「2,000」と呼ぶ者あり）委託掲示板では先ほどと合わせて1,000ありますから。（「それじゃ逆に90か所というんじゃないかどこにあるのかわからない」「そうなんです。少ないんですよ。100くらいあっても大して目立たない」と呼ぶ者あり）ただ、大きいポスターとなれば、90ですから、出張所単位でいくと10か所前後、割といい場所を占めているんで。

辻山座長 なるほど。確かにね。

河原委員 1,000 あるうちの 100 となれば当然そういう……

根本委員 今言われて、どうなんだろう、九十何か所のポスターとその 15 日の広報ぐらいで、関心が盛り上がってくるのかこないのかというので言うと、ここところ 2 か所、私は地区協議会代表で、何で出なくちゃいけない、だから聞きたいから説明に来いというところなんかに行ったりなんかすると、なかなかぜひ行ってみようという気分にはなっていないですね。自治基本条例が必要だという人たちもいるわけですよ。だからそういう人たちがどのくらい来るかよくわからないんだけど、相当やっぱり我々も来てくれと言って一生懸命頑張らないと、各会場大したことなかったという話だとね。みんなでつくると言って我々一生懸命言っているけれども、なかなかそうもいかない。どうなんですか、ちょっとその雰囲気、職員の皆さん。人がいないことにはしょうがないですものね、10 回もやったって。(「それはそうだ」と呼ぶ者あり)

小松委員 それで、来てもらうためにこれを張るわけですけども、ちょっと私も、こういうものを 2 枚見て、漢字が多いですし、自治とか(仮称)新宿区自治基本条例、区民検討委員とか、こういうのを見てなかなか参加しないかなという感じがするんですね。ここを本当言うともっとみんなで工夫をして、できる限りまず集まってもらわないといけません。まず地域懇談会に来ていただく努力をしないといけないし、そのために私たち小委員もそこに入っていくわけですから、そうすると、これ、文字が多いですし、18 歳以上の方といっても、18 歳以上の人は余りそういう町会の掲示板なんかに興味を示すかどうか分かりませんし、掲示板に何枚張るといっても、まず目につくか、目が行くかどうかということを考えないと、私自身はこの 2 枚を見て、なかなか難しいかなと思うんですけども、ほかの人はどうですか。行ってみようかなという気持ちになるかどうかですね。難しい。

久保委員 一つ、二つ、今言った問題は後にしますけれども、二つこの両方に出ているイメージキャラクターじゃなくて、この右側にあるやつ(「手をつないでいるやつ」と呼ぶ者あり)すごくすばらしいと思う。ただ、中の「新宿力」をできたら「自治」、かぎ括弧のやつでかたいかもしれないけれども、最初に「自治」ってなんだろう?ってかぎ括弧のが出ていますね。あれを新宿力のかわりに自治ってした方がいいような気がします。それでこのイメージマーク、何かすごくいいですね、ものすごくいい。

それから、あとの方は、やっぱり前から僕らはもうこんなに大きな問題はないと思っているけれども、区民には全くいまいちですよ。少なくとも自治基本条例が区民に認知されないと始まらない。そのためには 1,000 枚、1,000 か所張るためのお金をかけることが今回大事ではという気がしますんで、97 か所と言わないで全箇所やらないんですかと思います。

辻山座長 ちょっと大ごとになってまいりましたよ。キャッチコピーからちょっと検討したらどうかということもありますので、それともちろんできるだけ張るといっていますが、それはどうしましょうかね。

根本委員 これはあれでしょう、印刷に入っているんでしょう。(「印刷には入っていません」と呼ぶ者あり)まだ直せるの。(「はい」と呼ぶ者あり)じゃ、もうちょっと、弱いよね、この「自治」ってなんだろう?というこの字体もね。

小松委員 よく区長が、自分たちのまちは自分たちで守ろうとか、自分たちのまちは自分たちでつくろうとかいう、平易な言葉でお話されていますけれども、すごくそうすると自分たちに関係あるかなんていう気はしますよね。だから、「自治」ってなんだろう?というこの問いかけも、それは大事なんだと思いますけれども、この大きなところでまず自分に関係あるなと思わせることが大事なかなと思うんですけども、そういう意味ではデザイン、お金がいろいろ節約されているんだと思うんですけども、ここにこういう専門家の人が、いろいろとそこに予算をかけることも、デザインのプロなんか利用してちょっとアドバイスいただくのも大事なのではないんですかね。

山田委員 この予算的な問題じゃなくて、これはうちでつくっているの。(発言する者あり)そうすると、例えば張れるか張れないかは別にして、1,000 枚つくろうと思ったらつくられるとい

うことですか。(「はい」と呼ぶ者あり)そうですか。

吉住委員 私、議会の定例会のやつも町会の掲示板に張ってあるんですが、それでまちの人が来るかという、自分たちの地域で課題になっている、住民として出した陳情、その審査をやっているときにはいらっしゃることがあっても、余りふだん直接来てくださいということで知り合いに言わない限りは出てこないというのが実情なんですよね。これは私たちがふだんやっている区政報告会ですとか、そういうのも、ただ手紙を出しただけでも来ないですし、ポスター張り出したからって演説会場に人が来てくれるわけじゃなくて、やはり来てくださいとお願いしない限りは、なかなか皆さん時間つぶしては出てきてくれないだろうなというふうに思っています。

ただ、そういうある意味押しつけて言われてしまえば押しつけということになりますから、そういうことが果たしてこの条例にふさわしいことなのかどうかということもあります。また逆に、大多数といいますか、かなり地域に密着してふだん生活している人がほとんど来ない状況の中で、この条例に興味を持った人だけが集まってそこで懇談会が行われ、そこに来た人だけが参加して話し合っていて、ほかの大多数の人はかかわりないところで物事が決まってしまうということになるのもまたどうかなという気もしますんで、このバランスは非常に難しいだろうなと思うんですが、やはり出張所長の皆様方に頑張ってもらっていただくことが一つ、もし人に最低限来てもらうということであればあるのかなという気もいたしますが、自分でやると多少差しさわりもありますので、売名行為みたいになってしまうところもあるんで、私どもの立場では来てくれ来てくれというのも言いづらい部分があるんで、非常にやってくださいということは私余り言うの好きじゃないんで言いませんけれども、人集めて大変だなということは常々思っています。

あと、まちの中の人々の反応は、根本副座長と野田委員と一緒に地区協議会回られたり、猿橋副座長も行かれたんですよね、確か、連絡会のときは、なぜそんなものに参加しなければいけないんだという地区協議会もありましたし、非常に住民の皆さんにとってもまだ何なんだろうという段階だろうと思うんで、どうやって、この自治基本条例というものがどういうものなのかということに興味を持っていただくというのは、生半可なことじゃないだろうなというふうには感じております。

ポスターをふやすことは、ふやせるのであれば賛成ですが、それで負担をかけてしまって、またさらに出てきてくださいと言うのかということと言われるかなという気もしますんで、非常に難しいなと思っております。

久保委員 私は問題提起はするけれども、結論には固執しない主義だってこの間言っちゃったんで、つい言葉を変えればもう自分の出した意見には固執しないことにしているんですが、でもあえてもう一度言いますけれども、キャッチコピーというのは非常に今の時代影響力を与えます。それだけに大事なんです。だから、このキャッチコピーを区民の皆さんの意見は聞かないで決めちゃうんだけど、これもやむを得ないけれども、これをやっぱり活用すべきだと思う。それだけに言うんですけれども、これすごくいいキャッチコピーですが、中に入っている新宿力、新宿力は、座長はわからないと思うからあえて言いますけれども、区民基本構想の検討の中で、その検討委員の中で新宿力って意味がわからないとか、そんなもの使うなとかって、相当の意見もありました。議会でもこの6人の中で2人の委員は同じ意見を持っています。僕は、逆に新宿力というのはすばらしいって、使うべきだってさんざん主張してきました。だけれども、やっぱり基本構想の審議の中や議会の検討の中で、多数が新宿力といういいと認めていない言葉を使うよりは、もうすばり自治基本条例をつくるためのキャッチコピーなら、自治と入れるべきだ、新宿力ではなしにということ再度固執をして、終わります。

根本委員 これ別にどこかで決めたわけではないのでしょ。ロゴマーク。だから、どっちがいいかってここで議論すればいいんでしょう。新宿力がいいか自治がいいのか。(「自治の方がいいよね」「どっちがいいか」「だれかこういうこと得意な人いない。座長どうですか」と呼ぶ者あり)

辻山座長 いや、自治力とすれば、もう全国あちこちですぐパクるだろうなと。新宿力はパクれない。新宿区でなければ使えないからね。自治力という方が極めて私は一般的な位置づけだと思います、言葉遣いもね。(発言する者あり)自治と書こうということですか、自治と2文字に。(「どちらでもいいです」と呼ぶ者あり)「力」というのも、よく見たらこれ「力」というふうに見えたりもするんで、やっかいだなと僕も思うんですけれどもね。(「私は自治力でも自治でもどちらでもいい」「この3つはいいんですよ。区民、議会、行政ってこの輪っかのマーク。だから真

ん中に何をに入れるかだよね」「だから、区民が大きいところがいいんだよ。だからよくできている」「自治か自治力かというのをここで決めるの」「自治力という言葉を使うんですか」と呼ぶ者あり)最近はやっているんですよ。地域力、自治力、近隣力とかね。(「底力だね」と呼ぶ者あり)そうそう。何かそういうのはやってはいるんですけどもね。こんなところで多数決やりたくないですよ。何となく好き嫌いの問題ですから。

山田委員 これが出るわけですよ、新宿区の広報がね。少なくとも見ようと思う気持ちがある区民は、それを見る。例えば、ポスターとチラシを連動させていくということだったら、私は「自治」ってなんだろう?というのは非常にいいキャッチコピーだというふうに思います。自治力というものもありますけれども、自治力というのはまだ一般的といいましょうか、余り普及していないということからすると、「自治」ってなんだろう?の方がかえって受けとめられやすいというふうに思いますけれども、どうしても変えたいって言うんだったら、むしろこの新宿区の広報のこのタイトルをそっくりそのまま持つてくるというのも一つのやり方ではないかと思えます。

辻山座長 いや、まずこの中の新宿力にするか自治力にするか自治にするかということ。(「僕もどっちでもいいわ」と呼ぶ者あり)

小松委員 だから、これは具体的な目に見えないから新宿力って書くとかわりにくい。例えばこれが新宿花子さんを抱えているとか、何か要するに大きな新宿という木をみんなで支えてるとか、何かもっと見やすい、これって手をつないでるけれども真ん中に空間を飛んでますよ、字がね。字が飛んでる。ここ見えるだけじゃなくて、これは形じゃないですよ。だからこれが新宿という大きな大木をみんなで囲んでいるとか支えている絵になれば、もっとその中にはいろんな、花が咲いているような、それは例ですけれども、普通にわかりやすい、具体的なものを持ってくればもっとわかりやすいんじゃないかなと思うんです。新宿力というのは、今この絵の話をして今しているんですよ。この真ん中の話をして今しているんですよ。この真ん中が、これも新宿力というのも一つの理屈って言ったらおかしいんですが、そういうもので、それが具体的な絵柄であわせてすればもっとわかりやすいのかなと思いますね。

私は、なかなかこれはわかりづらいという気はするんですけども、本当はこの絵も。上この絵と両方あわせて皆さんが来なくなるようなものを工夫して、これは一番大事と思うんですけども、絵を見るだけで自治というものがわかりやすいような、本当は文字力ってありますから、文字が一番あらわすんでしょうけれども、なかなかそこまで、普通通っている人は気がつきませんから、これを絵であらわせるように工夫をしたらいいのかなと思うんですね。

久保委員 もう1回だけ。

やはり自治基本条例を、新宿区は、本当に一番いいものを区民参加でつくろうって今意気込んでいるんですね。それを象徴するためには、やっぱり自治というものを区民と議会と行政ががちり手を組んでつくっていくんだという意味では、僕は自治が一番いいんだと思います。言いたいことはそれですね、キャッチコピーで僕がいいたいのは、自治基本条例を区民と一緒にみんなでつくるという意思表示じゃないんですか。新宿力じゃわからない。

根本委員 ロゴマークはロゴマークとしてまた考えてもらって、ここの中の新宿力というところは、自治でいきましょうよ。(「それでいいかもしれませんね」と呼ぶ者あり)それで、今みたいな小松委員の意見とか何かも含めて、だれがいるんでしょう、そういう人。これは全部委託しないとだめなの。(発言する者あり)

でしょう。だから、その知恵のあるところで、大勢いるんだから、そこで何かやってもらって。

もう一つ、ポスターの、うちでやって、印刷でこれから変更可能というんだ。さっき山田委員が言った新宿らしい自治の仕組みを一緒に考えてみませんかの方が、ここはわかりやすいんじゃないですか。懇談会の御案内のところ。

それから、この字体もこれだと細いよね。こっちもポスターでしょう、これ。そうだよ。ポスターの字体ってあんまりこういうの使わないんじゃないですか。ということぐらいで、あと何かありますか。字ばかりだというのが確かにあるんだよ、これね。

辻山座長 ということは、この表題から「(仮称)新宿区自治基本条例の制定に向けた」というのをもうとってしまえということね、今の御意見は。

根本委員 ええ。こっちのね、後方のこの.....

辻山座長 新宿らしい自治の仕組みをとというふうにしちゃおうと。

根本委員 その方が何のポスターかわかりやすい。

辻山座長 「自治」ってなんだろう？は生かすんですね。

根本委員 どこかでね。これもちょこっと生かしているわけですよ、これもね。この後方はかなり議論したから随分よくなったんだよね。3回ぐらい議論したから。

辻山座長 確かに、自治基本条例というのを前面に出すと、余計何か面倒くさそうな話かなという受けとめ方があるかもしれないので、それは説明のところに入っていけばいいという意見には私もちょっと賛成ですが。

大体いいですか。

根本委員 それで、今のいいですか。何の話をするか忘れちゃったんだけど、ずっとやってみて思うのは、行政側と議会側が一緒になってこうやってまちの中に入って、みんなでつくろうというのは初めての取り組みなわけですよ。だから、成功させなくちゃいけないというのが一つあるんですね。あるんですけども、この間のことで気がついたのは、お互いに初めてだから、責任持たなくなっちゃうんだよね。要するに、ここまでやったから後は任せるわって話になるし、いや議会の方には、余り皆さん方出過ぎても調子悪いだろうから、議会の方に任せましょうという、多分あけてみると両方とも何か相手を当てにして余り取り組んでなかった、そして全体に広がってもいなかったということになりかねないという心配が一番あるんですよ。

例えば、我々の経験で言えば、議会全体で集会というのをやったことないわけですよ。自分の個人講演会なり個人演説会だったら、しゃかりきになって自分の影響の範囲を集めるけれども、なかなかそうもいかないわけでしょう。自治基本条例、おれがやっているんだからあなた来てくださって言って自分の地域集めるというののもいかなものかという、さっき吉住委員が言ったみたいに、遠慮しちゃうわけですよ、やっぱり。

そうすると、何かできるだけ中立的なというか、公正にやってもらうには行政側という話になると、出張所の所長さんとかの話になっちゃうわけですよ。ところが、その地区協議会は、場所と時間をつくってくださいと、だけれども、あとは地区協議会主催じゃありませんよって言うているから、なかなか出張所の所長さんも動きにくいわけでしょう。そうすると、ポスター張ってだれも動かないで当日迎えちゃうということになりかねない心配がありますよね。だから泥臭くてもしゃかりきになって、お互いがその自分の影響の範囲で来てもらおうという努力をしないと、多分初めての取り組みだから、ぽんと穴があいちゃうということになりかねないなという心配があるんですよ。

そこで、その出張所の所長さんにそういうことをお願いするのはどうなんでしょう。

舟橋委員 今、根本委員のおっしゃるとおりでして、確かにもうその10出張所長は、地域に微に入り細に入り、お願いしていかないとなかなかやっぱり集まらないと思うんですね。

ポスターの件ですけども、先ほど事務局、企画の方は97というところですが、御意見ございまして、出張所の方で各町会あるいは地域の方をお願いすることは全然やぶさかではございません。いずれにしましても、私の方から各特別出張所の方をお願い申し上げて、何としまえばいっぱい参加いただくようお願いしてまいる所存です。

根本委員 座長、そうすると、やっぱりポスターだとかチラシなんかも、このところで印刷するのは大した金がかからないわけだから、相当いっぱいつくって精力的に張ってもらう。これ我々が張ってもらうというのはまずいかな。(「区会議員が10枚ずつ張れば380枚はける」と呼ぶ者あり) ということなんですね。

辻山座長 それは、それぞれやっぱり汗流すというのがいいんじゃないですか。今のお話も、お願いして必ず張ってくれというようなことになるかどうか、ちょっと聞き逃したんですけども、

それとはまた違う話ですか。

舟橋委員 確かにお願いして、すべての部数が全町会の持ち分の掲示板に張られるお約束はできませんけれども、確かに区が設置している、あるいは委託している掲示板以外にも、ぜひお張りいただきたいというお願いが効果的だと思いますので、これはやっていけということであれば、もちろん当然協力していきます。

野田委員 私の方から、これは庁内印刷になりますから、相当部数を印刷して、各町会の方にもお願いをしてみたいということ考えているというふうに思っています。

それと場合によっては、皆さんにお願いするようなことも出てくるかもしれませんが、私どもが動くことも当然あるかもしれないし、その辺のところはまた御相談させていただければなというふうに思います。

久保委員 場合によってはじゃなくて、区会議員 10 枚ぐらいは簡単なんだから張らせてくださいよ。

根本委員 つい今、久保委員の力強い話があって、この後我々小委員会やりますから、あした特別委員会ですから、この議論を受けて特別委員会で、全議員が張ろうという話、配ろうという話もありますんで、ぜひ積極的にお願いします。

辻山座長 そういうことで、とりあえずはできる限りたくさんの方所で、区民の目に触れるようにしていこうということですが、問題は目に触れるような体裁になっているかということ、先ほどから幾つかの御意見が出ましたので、ここでこうというふうに決めるわけにはいきませんが、もう一度わかりやすいものにしたらどうかということ、例えばこの広報しんじゅくのフレーズを使ってみたらどうかとか、区民がつくる新宿というようなフレーズもあり得るんじゃないかというふうなこともありましたが、私もあえて意見をつけ加えれば、自治基本条例というふうに言っていないまでも、中で説明しているんだから新宿の憲法をつくってみませんかみたいな、憲法を打ち出して何だこれかと思わせるのも一つの手かなという気はしているんですけどもね。いろいろ意見がありましたが、これをまとめなければ私どもとしても困りますというのも多分おありでしょうが、これは職員の方でこういうのを操作したりして考える人がいるんでしょう、得意な人が。

どうでしょうか、趣旨がうまく伝わりましょうか、趣旨が。ここで話されたことが具体的なものとしてポスターになるときに、そちらで検討するチャンスっていいでしょうか、組織があれば、こんなんでどうだというようなことで話し合いを進めていってもらえば私はいいと思っているんですが。

野田委員 今、幾つか表現についていただきましたんで、それをもう一度見てみないとイメージがわからないと思いますんで、それができ次第、またちょっと副座長同士、そしてメンバー間で見てもらって、意見をいただいて、何度かすり合わせをして、ぎりぎりのところまでよりいいものをつくり出していきたいなというふうに思っています。また、できたものをちょっと見ていただければなというふうに思っています。

辻山座長 ということで、大変有意義なといえましょうか、これだけやって、来なかったらつらいと思うぐらい、大分いろいろなことについて手だてが進んでおりますが、それでは大体いいですかね。

きょう検討すべき事項については、これでおしまいですので、よければこの検討連絡会をどういうタイミングでこれから開催していくのかということについて議論をしていただくということになります。これは何か案があるのかな、特にないんでしょうかね。

一つは、区民検討組織が7月の下旬には応募者があって、あるいは推薦していただいた方々で固まってくる。そうすると、その方たちに、どんなやり方で何を検討していただくかということ、直接説明して、進め方などについても審議してもらう必要がありますので、その区民検討組織の進め方について何らかの腹案を持っていくかどうかということもあります。丸々区民検討組織の自治にゆだねていくのか、それとも大体こんなふうに考えているんだということを書いていくかですね。

それから、6名を選定する前に、検討経過報告を含めて一遍開催して、中身がこんなふうに進んでいるぞということをお互いに共有しながら論点について議論しておく必要はあるかどうかということ、それから、もちろん中間取りまとめ報告会ということが平成21年春に予定されておりますけれども、その段階までにこの連絡会議としてどういうことを議論しておかなければいけないか、あるいは進め方などについてどうかということがあろうかと思えます。

そういう意味で、いわばポイントを絞ってこの検討連絡会議を開くという考え方と、もう一つは、とりあえず隔月ぐらいで定期的を開いて、その都度そこに浮上してきた論点についてやっていこうということにするか、その辺ちょっとイメージを議論してほしいのです。

どうですかね。恐らく区民検討組織が動き出したら、そこで傍聴されたり、あるいは記録が上がってきたりする中で、幾つもの論点はやはり出てくると思うのですが、それを区民検討組織としての報告書としてまとまってくるのを待つか、それともそれを受けながらこちらで勉強したり議論を進めていくことにするかというのは、大体大きく分けるとそういうスタンスの違いだというふうに思っているんですけども、どうでしょうかね。

根本委員 多分5月9日に向けて、お互いにこちらはこちらで準備しなくちゃいけないんですよ。そちらも準備しなくちゃいけない。それを多分実務的にすり合わせて9日を迎えるということになると思うんです。何回かそれをやったところで一部開いてみる、それで幾つか傾向なり教訓なり出てくるでしょうから、当初はそんなことにしておいてもらって、その間にちょっと今後どう進めていくかというのを……

辻山座長 地区懇談会の間で1回やろうということですか、このスケジュールの。

根本委員 ええ。

辻山座長 それはまた大変だ。

根本委員 いやいや、ずっと終わるまでやらないというわけにもいかないだろうと思うんですけども。

山田委員 私も、途中でやった方がいいというふうに思うんですよ。これは日程を見ると、どこで区切ってもいいんですけども、柏木と落合第一のところで大体ほぼ20日間ぐらい間があるんですよ。ここで中間的な検討委員会としての意見交換みたいな、中間総括みたいなものをして、次の4か所の説明に臨むんだというのも一つのやり方じゃないかと思えます。

辻山座長 なるほど、そうか。地域懇談会の様子なども見ながらということで、あるいは教訓などもありましようし、問題点が出てきている可能性もありますね。それはどうでしょうか。行政の日程調整は可能なんですか。今の提案だと、5月29日から6月20日は一番間あいているぞということでしたが、「6月の第1週ぐらいだったらいいんじゃないですか。どうですか」と呼ぶ者あり）6月第1週で開くとして、日程調整は可能ですか。じゃ、二、三回やったところということで。

そうしたら、最終の条例案の確定まで2年近くの間、どうやってこの連絡会議を開くかというイメージも、ちょっとそのころにもう1回話し合ひましょう。まだ全然手探りでどんなことになるかわかりませんのでね。

それでは、今回は、5月29日13時半からということでやりたいと思います。

ほかに何か。

久保委員 座長が最初に言われた区民検討組織の進め方について、完全に皆さんに自治を任せるとか腹案をつくるのかと言われたんですけども、僕は腹案をつくるべきだというふうに前から主張しているんですが、自治って何だろう、新宿区自治基本条例って何だろうというのが、大半の区民のところ自治を任せて進めていけるわけがない、やはり腹案は持つべきだというふうに思っています。

辻山座長 どこまで固めたものにするか、それからその腹案をどれぐらい、言ってみればお願いの強さの問題もありますけれども、それは運用ということにして、とにかく大体こういうイメー

ジで市民検討を進めてもらった方がいいんじゃないかというような考え方はここで話し合っておこうと、こういうことでございますね。

それも次回あたりにぼつぼつと出しておかないと、区民検討組織ができてしまいますので、ということにいたしましょうか。

そのほかございませんか。なければ終わりにしますけれども。

野田委員 すみません、私の方から確認なんです、あした4月15日号でこちらの区の広報が区民の方に配布されていきますので、そこでいろいろ問い合わせもあるのかなというふうに考えております。

それで、今回公募対象を原則として新宿区の住民としたことに伴って、区外に住所のある方からの申し込みがあった場合、これは決して排除するわけではないということから、そのまま受け付けてよいのかどうか、その辺のところを確認したい。それと、事前に問い合わせがあった場合には、原則として新宿区の住民であることは説明しながらも、決して住民以外を排除するわけではないということから、受け付ける旨を説明して構わないのかどうか、その辺をちょっと確認しておきたいというふうに思っております。広報が出て、うちの職員も問い合わせがあって受け付けるということになりますので、人によって対応が異なるということはずいものですから、そのところをひとつ御確認願えればなと思います。

辻山座長 そうですね、今の表現で言えば、野田委員のような問い合わせがあった場合、ああいう答え方でいいかということですが、どうですか。

吉住委員 この件につきましては、前にこの「原則として」というのをつけたときに、その理由の一つには、例えば幾つかあるうちのひとつとしては、新宿区の住民だけで16人集まらなかったときに、仮にそういう人がいたらどうしようかといったようなことも念頭の中にあっただかと思うんですが、受け付けたことによって、例えば住民の人が十数名申し込んでいて、それでその人たちをいわゆる入れない形になって、いわゆる区外の方が例えば10人、区内の住民の方が十四、五人いた場合に、例えば平等にやった場合に確率のところをいけば10人が区民、6人が区外の人ということになる、そういうケースというのはちょっと余り想定していなかったんですけども、あくまでも「原則として」というところは自分たちが住んで、住み暮らしていくまちの自治のルールをどうしようか、そのルールに基づいてどうやって外から来る人たちを迎え入れてどういふふうにしていこうかという、そういう基本的なルールをつくるという観点からいけば、私の考え方としては受け付ける段階でも、もう基本的には住民の方が優先になりますという、ただ完全に排除するわけじゃないんですよという程度の説明にしておいていただければどうかかなと思っております。まだほかの委員の皆さんの意見もあると思いますので、一応今の段階では私の考えを述べさせていただきました。

辻山座長 どうでしょうか。

あざみ委員 問い合わせではなくて、もう来てしまった場合は受け付けていいと思うんです。それは審査の段階で判断をすればいいわけですから。問い合わせについては、今、吉住委員が言われたように、区民を優先するんだと、住民を優先するんだということを明確に言えばよろしいのではないかとこのように思うんですね。排除はしない、だめですよとは言わないということではないかと思えます。

辻山座長 そのほかはどうですか。

山田委員 私は、原則として言っているんだということで、これはあくまでも原則ですから原則以外のことというのはあり得るんだというふうに思うんです。したがって、余り区民以外の人を積極的に排除するという、そういう言い方はしない方がいいんじゃないかと思う。最終的に、例えば区民の人と区民以外の人との比率が、区民の比率が低くなったとか、そういう場合には適当に選考の段階で判断をすればいいことであって、余り最初から区民が大原則でそれ以外はだめだみたいな、そういうことというのは、もともとの取り決めからいってもおかしいんじゃないかというふうに思うんですね。

最終的に、いろいろなバランスは考えなければだめだというふうに思いますけれども、新宿に

関心があり、新宿の自治に意見を申し上げたいと、あるいは前に新宿区に住んでいた人も当然いるでしょうし、新宿区で長い間仕事をしているという方もいるでしょうから、そういう人たちが参加をする道というのは、入り口の段階から排除を、より強力な形で排除をするという必要がないんじゃないかと、むしろそうしない方がいいかと思う。

辻山座長 どうですか、そのほか意見は。大きく分けると、あえて御質問があった場合には、やはり「原則として」というふうにうたっているの、最終的には区民が優先的になりますよというふうにあらかじめわかっておいていただくか、あるいは今のように受け付けは黙って受け付けておいて、実際オーバーして選考する場合に抽選と書いてありますので、その抽選の比率をさわるなりして原則ということを通すという、そういう意味にするか、いずれにしても前段で余り区民中心ですというような対応はしなくていいのではないかと、この2つの意見が出ていますけれども、どうですか。

久保委員 僕は、お二人とも言われたことは何となくどちらでもいいような気はするんですけども、内容をやはり新宿区の基本条例は日本一のものをつくりたいと同時に、作成過程なり手法がやっぱり新宿最たるもの、そういう意味では1人でもいなかったら1人でも入ってもらうぐらいの考え方を持つべきだと思うんです。

僕は、ずっと2か所も見だし、ほかも読んだりしていると、その地域のほかの人たちを検討委員にしてつくっているところは少ないか、ないようです。それだけに、新宿は、全国に置かれた立場からしたら16人の中の最低でも区外の人が1人は入る、そうあってほしいという願いを持っています。だから、お二人が言われたけれども、僕はどちらでもいいような気がします。最初のとにかく排除はしない姿勢だけは必要だと思う。そして、区外の人がどんどん申し込んで、最終的には比率を考えてしますよ、座長も副座長もね。そのときに決めればいいし、すばらしい400字以内で区外の人がいたら、やっぱりこのすばらしさを買うべきだと思います。

辻山座長 どうですか。最後におっしゃった作文といいましょうか、応募動機については、入れる入れないの当落の判断として審査はしないという前提でこれは組み立てておりますので、むしろおっしゃったように1人でも区外の方が応募してくれるのかどうかということの方が私は心配しているところであります。そういう意味では、今おっしゃったようなことをみんな含めて、落とすところは多分同じことを言っていると思いましたので、応募状況を見て検討するということにしましょう。大きく言えば、抽選でやるということは外せない、それから作文で当落は決めないということは了承されておりますので、あとは応募状況を勘案して協議していただくということにいたしましょうか。この連絡会議を開いて委員を決めるわけではありませんので、協議をして落とすところを決定していただきたいというふうに思います。

あとはいいですか。

吉住委員 今、座長がおっしゃられた考え方で結構だと思いますし、皆さんの意見も大体比率をどうしようかという、その辺のころ合いの話だろうと思うんで、これ以上余り深くは申し上げはいたしません。やはり対象として原則として新宿区の住民というのが一番最初にうたってありますので、そのことをよく念頭に置いていただきながら、この条例はだれが検討したんだということを制定した後に聞かれたときに、住民の人に納得のいく説明ができるような環境はつくっておいていただければと思っております。

辻山座長 それじゃ、ぜひ問い合わせ窓口となる場所は、以上のことをお願いしたいと思いません。

そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

辻山座長 なければ、きょう傍聴でお見えの方、前回も御意見があればというふうにお伺いしましたが、感想なり御意見があれば、一言発言の機会を提供したいと思っておりますが、いかがですか。

傍聴1 先ほどの、特にポスター、チラシのデザインのことで大分時間をとっておられました。意見としては、ぜひ若い人、あるいは女性のアイデアを使われたらいいかなというふうにあります。特に、今大学との協働ということが最近盛んに言われています。地域によっては大学の美

術部だとか、あるいは美術の大学校だとか、そういったところの学生に1回こういう場に来ていただいて、何を議論しているのか、何を狙っているのかということを理解していただいた上でデザインをお願いするということ、これでかなりいいものができているのを私も見たことがありますので、それをお勧めしたいなと。時間があるかないかわかりませんが、どうしても正直言ってきょうのを拝見しまして、私がつくるとすれば同じものができるのかな。年齢と男ということ、それからまた事務職ということからすると発想がこんなものなのかなというふうに思います。ぜひ若い人、それから女性のアイデアを使うことをお勧めしたいと思います。

辻山座長 確かに、私も、小平市でしたか、美大の方と連携したポスターを見せていただきましたけれども、大変明るい感じのものがたくさんあってすてきだなと思いました。職員の方なりでそういうことを、またあるいは出入りというか、今度何かシンクタンクができたそうで、そこら辺の方たちの、「かたくなっちゃう」と呼ぶ者あり)またかたくなるか。お茶の水なんかでちょっと意見を聞いてみたいとか、ぜひ来ていただきたいと思いますが。

そのほか、御発言。

傍聴2 前日も傍聴させていただきまして、非常に有意義な会合であるということを感じておりまして、きょうまたやみつきになりましたんで会場に来させていただきました。

それで、こんなに素晴らしいことをやっているのに、なぜもっとPRしないのかなということは非常に残念ですよ。皆さんおっしゃることはすごい素晴らしいことをやっているわけで、私は地区協議会の委員として、そしてまた協働カレッジとか生涯現役塾とか、区の主催する住民自治の基本のことを勉強させてもらっている一人なんですけれども、仲間は多くの地区協議会に散らばっています。それで、どう今度は基本条例をやるんだと言ったら、全員が何だそれはと、この程度なんですよ。地区協議会でも、住民自治の勉強会を開こうよと言ったって、そんなことよりもみどりや自転車やればいいのよと、この程度なんです、現実には。

ですから、この5月9日から回る以前に、もっともっとね、前はそれぞれの先生方、それぞれの立場の方がいろんな意見を出していただいたと、あれは非常に参考になるんですよ。そういったことをぜひもっと、もう区報の1面トップで、向こう1年間ぐらいばっとやるべきじゃないかと私は思うんです。非常にそういった面で残念です。

それと、あと住民に知らせるためには、先ほど座長がおっしゃったことは全く同感なんですけれども、前回憲法という言葉はみだりに使うなよということをお勉強させていただきまして、あんなほどと自分では理解ができたんですけれども、でもあえてそれでも、さあ新宿区の憲法をつくるのでみんな集まれと言ったら、これは集まりますよ、と思います。自治とは何ですかっていったって、自治じゃ飯食えないからななんて、余計なこと言って申しわけありません。(拍手)

辻山座長 ありがとうございます。何か思いっきり背中を押されたような気がしますけれども、そのほか皆さんよろしいですか。

〔発言する者なし〕

辻山座長 なければ、今御発言いただいたことも肝に銘じながら進めていっていただきたいと思えます。

では、きょうの連絡会議はこれで終わりにいたします。どうも御苦労さまでした。

散会 午後 3時06分